

堺市公報 第214号	令和4年4月22日発行
<b>堺市公報</b>	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<b>&lt;告示&gt;</b>	
○堺市市税条例に基づく寄附金税額控除の対象とする寄附金の指定について 【財政局税務部税制課】	2
○地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託について 【文化観光局文化部文化課】	3
○地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託について 【健康福祉局障害福祉部障害支援課】	3
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	4
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	5
○子ども・子育て支援法第58条の11第1号の規定による告示について 【子ども青少年局子育て支援部幼保推進課】	6
○道路法に基づく市道路線の認定及び廃止について 【建設局土木部路政課】	6
<b>&lt;公告&gt;</b>	
○堺市立歴史文化にぎわいプラザ（さかい利晶の杜）の利用料金について 【文化観光局観光部観光推進課】	10
○堺市立健康福祉プラザの利用料金について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	13
○堺市立重症心身障害者（児）支援センターの利用料金について 【健康福祉局障害福祉部障害支援課】	16
○堺市立農業公園（農産物直売所を除く。）の開園時間の変更について 【産業振興局農政部農水産課】	16
○農用地利用集積計画 【産業振興局農政部農地課】	17
○都市計画法第66条の規定に基づく公告	

【建設局道路部道路計画課】	30
○都市公園の開設に係る公告及び縦覧について	
【建設局公園緑地部公園監理課】	30
＜上下水道局公告＞	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	34
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	35
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	36
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	37
＜教育委員会告示＞	
○博物館法に基づく博物館の変更登録について	
【文化観光局文化部文化財課】	38

## 告 示

堺市告示第157号

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）第17条第2項第3号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の法人に対する寄附金を指定したので、同条例第17条の2第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月22日

堺市長 永藤英機

法人の名称及び所在地	指定年月日（対象となる寄附金）
公益財団法人 小寺墓地管理組合 大阪府堺市美原区小寺363番地	令和4年4月7日 （令和4年1月1日以後に支出された寄附金）

堺市告示第158号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月22日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 委託する歳入の種類  
堺市立東文化会館駐車場の使用料
- 2 委託する期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 受託者の住所及び氏名  
住所 堺市東区北野田1084番地  
氏名 ベルヒル管理組合  
理事長 楠井 謙一

堺市告示第159号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、手数料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月22日

堺市長 永 藤 英 機

1 委託する歳入の種類

堺市立重症心身障害者（児）支援センター条例（平成22年条例第9号）第4条第2項の規定により交付する診断書、証明書等に係る同項の手数料

2 委託する期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 受託者の住所及び氏名

住所 堺市堺区旭ヶ丘中町4丁3番1号

氏名 社会福祉法人 三篠会

堺市立重症心身障害者（児）支援センター  
センター長 児玉 和夫

堺市告示第160号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和4年4月22日

堺市長 永 藤 英 機

指定障害児通所支援事業者（指定日 令和4年4月1日）

設置者名称	設置者の主たる事務所の所在地又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業所番号
株式会社マーブル	大阪府中央区内本町一丁目2番13号 谷四ばんらいビル3階	児童発達支援	マーブルハレ津久野	堺市堺区神石市之町9番20号 グランディール津久野1階	2756020428

株式会社SHIGESHO	堺市堺区東雲西町四丁6番12号	児童発達支援	児童発達支援・放課後等デイサービス わくわく広場 あさぎり	堺市北区北花田町3丁37-7	2756520397
		放課後等デイサービス			
株式会社ガンバ体操クラブ	奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南二丁目6番36号	児童発達支援	ガンバ体操クラブ児童発達支援・放課後等デイサービス 北花田教室	堺市北区北花田町三丁18 ゾンビル別館1階	2756520405
		放課後等デイサービス			
社会福祉法人風の馬	堺市西区鳳北町10-31-1	児童発達支援	ペガサスこどもデイセンター 福泉	堺市南区稲葉1丁3131-2	2756420176
		放課後等デイサービス			
		保育所等訪問支援			
株式会社大阪南ケアリングサービス	堺市西区上459-1	保育所等訪問支援	児童デイサービス ゴービーPLUS	堺市西区上459-1	2756320210

堺市告示第161号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき、次の事業者を指定障害児相談支援事業者として指定したので、同法第24条の37第1号の規定により告示する。

令和4年4月22日

堺市長 永藤英機

指定障害児相談支援事業者（指定日 令和4年4月1日）

設置者名称	設置者の主たる事務所の所在地又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業所番号
一般社団法人Lien Fort	八尾市南太子堂二丁目4番33号	障害児相談支援	サポートセンタームサシ	堺市北区百舌鳥梅町2丁600-5 コスモ新洋303号	2776500239
社会福祉法人コスモス	堺市東区野尻町8番地4	障害児相談支援	コスモスケアプランセンターせんぼく	堺市南区榎202番地9	2776400182

堺市告示第162号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定に基づき確認を行った特定子ども・子育て支援施設等について、同法第58条の11第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月22日

堺市長 永藤英機

1 病児保育事業

名称	所在地	設置者	確認年月日
ひなた保育園	堺市中区小阪297-1	優仁ウエルネス株式会社	令和4年4月1日

堺市告示第163号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条又は第10条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定し、又は廃止する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和4年4月22日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 整理番号 別紙調書のとおり
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 起点終点 別紙調書のとおり
- 4 重要な経過地 別紙調書のとおり

## 市道路線認定調書

整理番号	路線名	起 終 点	重要な経過地	付記
733	遠里小野砂道7号線	堺区遠里小野町1丁28番地先 堺区七道東町5番4地先		本市施行
734	遠里小野101号線	堺区遠里小野町1丁11番6地先 堺区遠里小野町1丁11番1地先		〃
757	七道東101号線	堺区遠里小野町1丁11番6地先 堺区七道東町145番3地先		〃
7375	阿弥101号線	美原区阿弥129番4地先 美原区阿弥126番2地先		〃
7376	阿弥102号線	美原区阿弥129番14地先 美原区阿弥129番4地先		〃
7351	黒山44号線	美原区黒山459番1地先 美原区黒山791番1地先		土地区画整理 事業
7131	野尻65号線	東区野尻町319番10地先 東区野尻町319番16地先		開発に伴う寄 付
7595	金岡323号線	北区金岡町2231番8地先 北区金岡町2231番5地先		〃
7386	長曽根220号線	北区長曽根町623番8地先 北区長曽根町623番1地先		〃
7184	材木町西3号線	堺区材木町西3丁5番11地先 堺区材木町西3丁5番7地先		都市計画法第 39条による 帰属
71057	土師221号線	中区土師町3丁1522番4地先 中区土師町3丁1522番4地先		〃
7235	上野芝向ヶ丘202号線	西区上野芝向ヶ丘町1丁777番63地先 西区上野芝向ヶ丘町1丁777番63地先		〃
7088	山田38号線	西区山田1丁1092番6地先 西区山田1丁1092番6地先		〃



## 市道路線廃止調書

整理番号	路線名	起終点	重要な経過地	付記
4083	遠里小野砂道1号線	堺区遠里小野町1丁25番地先 堺区砂道町1丁4番48地先		本市施行
4217	黒山9号線	美原区黒山464番1地先 美原区黒山446番地先		土地区画整理事業

公 告

堺市公告第246号

堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例（平成25年条例第44号）第26条第2項の規定に基づき、堺市立歴史文化にぎわいプラザ（さかい利晶の杜）の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年4月22日

堺市長 永 藤 英 機

1 常設展観覧料

	個人	団体
一般	300円	240円
高校生	200円	160円

※1 中学生以下の者は、無料

※2 この表において「団体」とは、10人以上での利用の場合をいう。

2 共用（個人）使用料

【立礼呈茶料（茶の湯等体験室）】

	個人	団体
一般	800円	640円
高校生	700円	560円
中学生以下	600円	480円

※ この表において「団体」とは、10人以上での利用の場合をいう。

【茶室お点前体験料（茶の湯等体験室）】

10人以上の団体での予約制

	一般団体 (1人当たり)
--	-----------------

	学校団体 (1人当たり)
--	-----------------

一般	1,000円
高校生	900円
中学生以下	800円

学校園の生徒 (小学生・中学生)	300円
---------------------	------

【個人向けお点前体験料（茶の湯等体験室）】

一般	1,000円
高校生	900円
中学生以下	800円

【さかい待庵使用料（復元茶室）】

	個人
一般	300円
高校生	300円
中学生以下	300円

【さかい待庵特別観覧セット（常設展観覧、立礼呈茶及び待庵）】

	個人	団体
一般	1,300円	1,040円
高校生	1,100円	880円
中学生以下	800円	640円

※ この表において「団体」とは、10人以上での利用の場合をいう。

【常設展観覧・VRゴーグルセット】

	個人	団体
一般	1,400円	1,120円
高校生	1,300円	1,040円
中学生以下（13歳以上）	1,200円	960円

※ この表において「団体」とは、10人以上での利用の場合をいう。

3 駐車場料金

【普通車】

1時間ごとに200円（1日最大1,400円）

【バス】

1日 1,000円

4 専用（団体）使用料

【講座室】

タイプ		午前の部	午後の部	全日の部
		午前9時から 午前12時まで	午後1時から 午後6時まで	午前9時から 午後6時まで
全室の利用（90㎡、定員60人）		3,240円	6,480円	8,640円
半室の利用（45㎡、定員30人）		1,620円	3,240円	4,320円
附属設備使用料	映像設備	120インチスクリーン、ビデオプロジェクター、DVDブルーレイ及びテレビ		540円
	音響設備	有線マイク2本、有線グースネックマイク1本、ワイヤレスマイク1本、ワイヤレスタイピンマイク2本及びマイクスタンド2本		540円

※ 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うときは、それぞれの区分の料金に5割を加算する。

【企画展示室】

タイプ	午前の部	午後の部	全日の部
	午前9時から午前12時まで	午後1時から午後6時まで	午前9時から午後6時まで
全室利用 (172.5㎡)	6,480円	12,960円	17,280円
半室利用 (86.25㎡)	3,240円	6,480円	8,640円

※ 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うときは、それぞれの区分の料金に5割を加算する。

【茶室広間】

タイプ	午前の部	午後の部	全日の部
	午前9時から午前12時まで	午後1時から午後6時まで	午前9時から午後6時まで

8畳3間	7,290円	14,580円	19,680円
------	--------	---------	---------

※ 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うときは、それぞれの区分の料金に5割を加算する。

5 附属設備利用料金

【VRゴーグル】

	個人	団体
一般	1,200円	960円
高校生	1,200円	960円
中学生以下（13歳以上）	1,200円	960円

※ この表において「団体」とは、10人以上での利用の場合をいう。

堺市公告第247号

堺市立健康福祉プラザ条例（平成22年条例第8号）第21条第2項の規定に基づき、堺市立健康福祉プラザの利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年4月22日

堺市長 永藤英機

1 健康福祉センター利用料金

1-1 専用利用料

(単位 円)

区分	午前	午後 1	午後 2	夜間	昼間 1	昼間 2	午後	昼夜間 1	昼夜間 2	全日
		9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 15:00	15:00 ～ 17:00	18:00 ～ 21:00	9:00 ～ 15:00	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 17:00	13:00 ～ 21:00	15:00 ～ 21:00
プール 大人	22,000	15,000	15,000	32,000	37,000	52,000	30,000	62,000	47,000	84,000

	小人	11,000	7,500	7,500	16,000	18,500	26,000	15,000	31,000	23,500	42,000
体育室	大人	4,200	3,200	3,200	6,600	7,400	10,600	6,400	13,000	9,800	17,200
	小人	2,100	1,600	1,600	3,300	3,700	5,300	3,200	6,500	4,900	8,600
研修室A		900	700	700	1,300	1,600	2,300	1,400	2,700	2,000	3,600
研修室B		600	500	500	800	1,100	1,600	1,000	1,800	1,300	2,400
研修室C		600	500	500	800	1,100	1,600	1,000	1,800	1,300	2,400
研修室D		600	500	500	800	1,100	1,600	1,000	1,800	1,300	2,400
大研修室		3,000	2,500	2,500	4,000	5,500	8,000	5,000	9,000	6,500	12,000
クッキング グループ		1,000	900	900	1,400	1,900	2,800	1,800	3,200	2,300	4,200
クラフト ルーム		1,500	1,200	1,200	2,100	2,700	3,900	2,400	4,500	3,300	6,000

1-2 共用利用料

(単位 円)

区分		単位	金額
プール	大人	1人1回	600
	小人	1人1回	300
体育室	大人	1人1回	500
	小人	1人1回	250
トレーニング室	大人	1人1回	500
	小人	1人1回	250

備考

- (1) これらの表において「小人」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）第22条第8項の規定により障害福祉サービス受給者証の交付を受けている者及びその介護者（対象者1人につき、介護者1人に限る。）は、全額減免する。
- (3) 学校教育法（昭和26年法律第26号）第72条に規定する特別支援学校に在籍する者

(在学を証明できる者に限る。)及びその介護者(対象者1人につき、介護者1人に限る。)は、全額減免する。

(4) 学校教育法(昭和26年法律第26号)第81条第2項に規定する特別支援学級に在籍する者(在学を証明できる者に限る。)及びその介護者(対象者1人につき、介護者1人に限る。)は、全額減免する。

## 2 体育室・研修室の附属設備等の利用料金

### 2-1 体育室の附属設備等(1回につき)

(単位 円)

種類	単位	金額
プロジェクター	1式	1,000
マイクロホン	1台	500
ワイヤレスマイクロホン	1台	500

### 2-2 研修室の附属設備等(1回につき)

(単位 円)

種類	単位	金額
プロジェクター	1式	1,000
マイクロホン	1台	500
ワイヤレスマイクロホン	1台	500

## 3 駐車場の利用料金

(単位 円)

利用時間	金額
1時間まで	0
1時間を超え2時間まで	200
2時間を超え3時間まで	300
3時間を超え4時間まで	400
4時間を超え5時間まで	500
5時間を超え閉場まで	600

堺市公告第248号

堺市立重症心身障害者（児）支援センター条例（平成22年条例第9号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定に基づき、堺市立重症心身障害者（児）支援センターの利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年4月22日

堺市長 永藤英機

- 1 障害児入所支援  
条例第4条第1項第1号に規定する額と同額
- 2 療養介護  
条例第4条第1項第2号に規定する額と同額
- 3 短期入所  
条例第4条第1項第3号アに規定する額と同額
- 4 食事の提供に要する費用（短期入所に限る。）  
朝食100円  
昼食200円  
夕食200円
- 5 病院として行う診療  
条例第4条第1項第4号に規定する額と同額

---

堺市公告第249号

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第24条第1項第2号の規定に基づき、堺市立農業公園（農産物直売所を除く。）の開園時間の変更を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第23条第3項の規定により、次のとおり公告する。



令和4年4月22日

堺市長 永 藤 英 機

開園時間 午前9時00分から午後5時00まで（令和4年5月3日（火）から同月5日（木）  
までの間）



堺市公告第250号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年4月22日

堺市長 永 藤 英 機

令和4年度 第1号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定  
により、農用地利用集積計画を定める。

令和4年4月7日

堺 市

1. 利用権設定各筆明細

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸手)		設定する利用権					
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積(m <sup>2</sup> )	住所	氏名	利用権の種類及び適用される共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
堺市東区北野田492番地1	北井 大計	美原区南余部	285	田	1,712	堺市東区丈六356番地3	松尾 眞治	賃貸借による権利	畑として利用	令和4年7月1日	令和7年6月30日	30,000	毎年末までに貸手宅へ持参
堺市美原区阿弥236番地	片岡 正一	美原区阿弥	158	田	1,041	堺市美原区阿弥295番地	飯田 富夫	使用貸借による権利	田として利用	令和4年7月1日	令和7年6月30日	-	-
堺市中区辻之967番地	豊西 克嘉	中区福田	718	畑	1,709	堺市中区東山366番地	下村 敏広	賃貸借による権利	畑として利用	令和4年7月1日	令和7年6月30日	30,000	毎年末までに貸手指定口座へ振込
堺市東区高松486番地	谷 好勝	東区日置庄原寺町	99	田	1,071	堺市東区日置庄原寺町549番地	北田 仁彦	使用貸借による権利	田として利用	令和4年5月1日	令和7年4月30日	-	-
			314	田	833								
		東区高松	60-1	田	528								
			60-2	田	261								
堺市南区大森54番地	山本 幸雄	南区大森	172	田	413	堺市南区大森176番地	盛野 千代子	使用貸借による権利	田として利用	令和4年5月1日	令和7年4月30日	-	-
			173	田	525								

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸手)		設定する利用権					
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	地積 (㎡)	住所	氏名	利用権の種類 及び適用される 共通事項	内容	始期	終期	借賃 (円)	借賃の支 払い方法
堺市南区晴美台 4丁目3番5号	桐井 直子	南区泉田中	527	田	115	堺市南区泉田中 546番地	川西 一男	使用貸借によ る権利 (解除条件付)	畑として利用	令和4年5月1日	令和7年4月30日	-	-
			528	田	366				田として利用				
			529	田	165				畑として利用				
			530	田	119				畑として利用				
			531	田	284				畑として利用				
大阪府高石市取 石4丁目17番26 号	松下 実	南区大庭寺	79	田	565	堺市西区上野芝 向ヶ丘町3丁目 16番1号	井野 昌一	使用貸借によ る権利 (解除条件付)	畑として利用	令和4年5月1日	令和7年4月30日	-	-
大阪市住之江区 西住之江2丁目 6番23号	萬野 敦弘	北区中村町	122	畑	955	堺市北区中村町 220番地1	山内 智恵子	使用貸借によ る権利 (解除条件付)	畑として利用	令和4年5月1日	令和7年4月30日	-	-

1 利用権設定各筆明細(農地中間管理事業分)

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸手)					設定する利用権			
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	地積 (㎡)	住所	氏名	利用権の種類 及び適用される 共通事項	内容	始期	終期	借賃 (円)	借賃の 支払方法	
大阪市中央区南 本町2丁目1番8 号	一般財団法人 大阪府みどり 公社	中区上之	784-1	畑	776	堺市北区新金岡 町5丁3番233号	北野 光男	使用貸借によ る権利 ・ 農地中間管理 事業共通事項	畑とし て利用	令和4年5月1日	令和9年4月30日	-	-	
			836	畑	452									
堺市中区土師町 2丁3番4号	木村 信夫	中区上之	784-1	畑	776	大阪市中央区南 本町2丁目1番8 号	一般財団法人 大阪府みどり 公社	使用貸借によ る権利 ・ 農地中間管理 事業共通事項	畑とし て利用	令和4年5月1日	令和7年4月30日	-	-	
			836	畑	452									

## 使用貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

## 賃貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

## (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

## (3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

解除条件付 (法 18-2-6)
---------------------

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

### (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

### (3) 利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

### (4) 転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

### (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

### (6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

### (7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

### (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。



## (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

## (11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させることとなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

## (12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

## (13) 勧告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

## (14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が（13）の勧告に従わなかったとき。

## (15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

## 農地中間管理事業

## 2 共通事項（機構→転借人）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

## (2) 権利取得者の責務

1の各筆明細に定める農地中間管理機構（以下「甲」という。）を通じて権利の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地について次の責務を負う。

ア 乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 甲は、乙によりアの責務が果たされていないと認められるときは、大阪府知事の承認を受けて、当該土地に係る権利の設定を解除することができる。

## (3) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

## (4) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。

## (5) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

## (6) 遅延損害金

ア 甲は、乙が1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を請求することができる。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

## (7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、土地所有者の費用と責任において当該土地の修繕を要請する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲を通じて土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲を通じて土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。

ウ 甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

エ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

## (8) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

(9) 賃借権又は使用貸借による権利の解除

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、大阪府知事の承認を得て、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された権利は解除することができる。

(10) 当該土地の返還

賃借権又は使用貸借による権利の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び大阪府が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び大阪府が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容	甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法	備 考
—	—	—	—

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備 考
—	—	—

## 3 共通事項（所有者→機構）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

## (2) 借賃の増減額請求

農地中間管理機構に権利を設定する者（以下「甲」という。）及び農地中間管理権を取得して権利の設定を行う者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

## (3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。ただし、貸借開始から5年間は据え置く。

## (4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

## (5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

## (6) 借賃の減額

権利の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

## (7) 境界の明示

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界について合意を得ておく。

## (8) 負担の除去

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、乙の権利の行使を阻害する負担を除去するとともに、権利の存続期間中においても、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

## (9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

## (10) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

(11) 権利の解約・解除

ア 甲及び乙は、権利の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむをえない事由により存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、大阪府知事の承認を受けて、権利を解除することができる。

(12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(15) その他

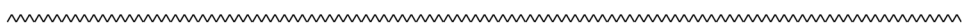
この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法	備考
—	—	—	—

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
—	—	—



堺市公告第251号

大阪府知事による南部大阪都市計画道路事業の認可告示があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年4月22日

堺市長 永 藤 英 機

1 都市計画事業の種類及び名称

南部大阪都市計画道路事業

3・4・201-41号諏訪森神野線

2 施行者の名称

堺市

3 事務所の所在地

堺市堺区南瓦町3番1号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

堺市西区浜寺諏訪森町西一丁、浜寺諏訪森町中一丁、浜寺石津町東五丁及び浜寺諏訪森町東一丁地内

(2) 使用の部分

堺市西区浜寺諏訪森町中一丁地内

~~~~~

堺市公告第252号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、都市公園の設置について、次のとおり公告する。

令和4年4月22日

堺市長 永 藤 英 機

1 公園の名称及び位置

| 番号 | 名 称        | 位 置           |
|----|------------|---------------|
| 1  | 田出井町スクエア広場 | 堺区田出井町698番194 |

2 区域

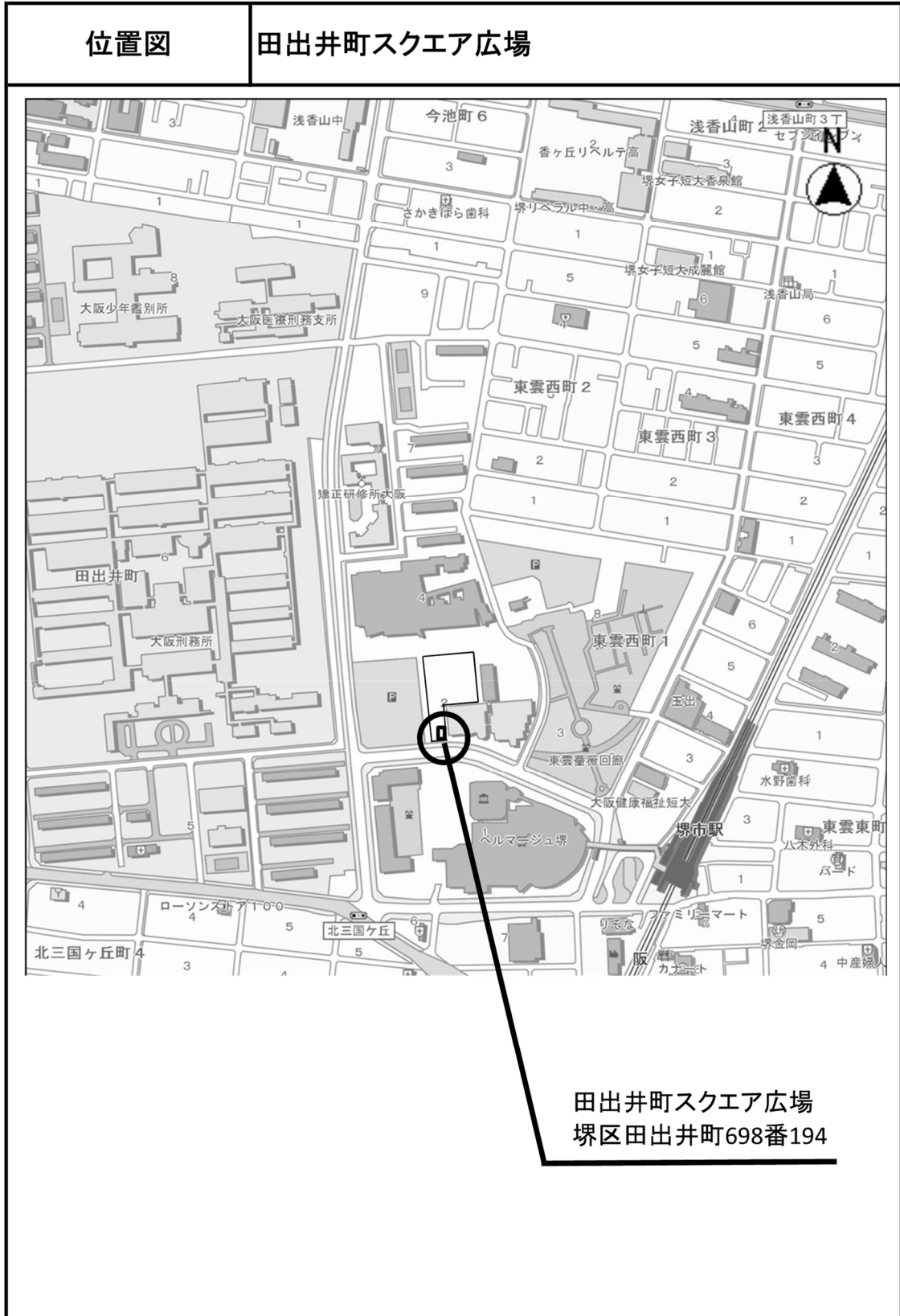
別紙のとおり

詳細については、堺市建設局公園緑地部公園監理課において公告の日から7日間一般の縦覧に供する。

3 供用開始の日

令和4年4月22日

別紙





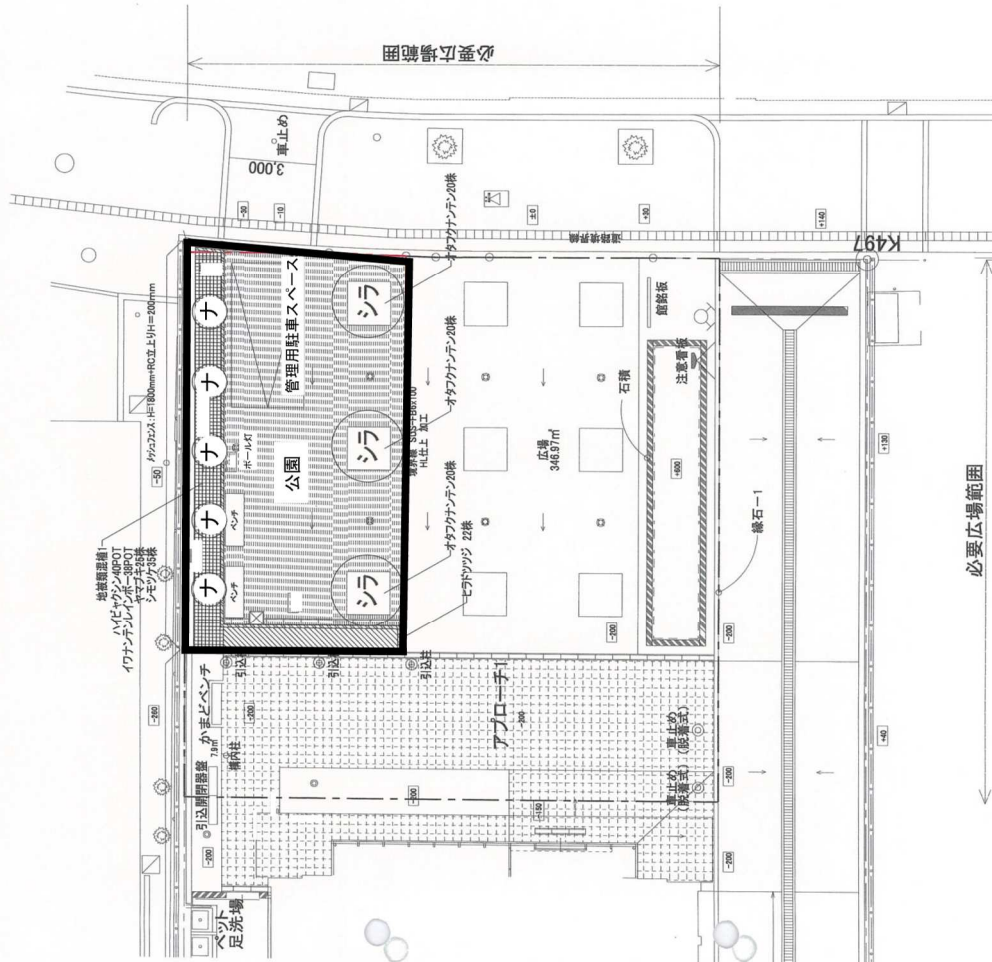
403-217 田出井町スクエア広場

植栽リスト(提供公園)

| 記号 | 樹種名        | 規格・サイズ  |     |     | 数量  | 単位             | 備考   |
|----|------------|---------|-----|-----|-----|----------------|------|
|    |            | 高さH     | 幹周C | 枝張W |     |                |      |
| シラ | シラカシ       | 6.0     | 株立  | -   | 3   | 本              | 地下支柱 |
| ナ  | ナナミノキ      | 2.0     | 株立  | -   | 5   | 本              | 2本鳥居 |
| 園示 | ヒドツツジ      | 0.4     | -   | 0.4 | 22  | 株              |      |
| 〃  | オオカクハナデン   | 0.3     | -   | 0.3 | 60  | 株              |      |
| 〃  | ハイヒヤクサン    | VP=15.0 | -   | -   | 40  | POT            |      |
| 〃  | イワナデンレインボー | VP=10.5 | -   | -   | 38  | POT            |      |
| 〃  | ヤマブキ       | 0.4     | -   | -   | 25  | 株              |      |
| 〃  | シモツケ       | 0.4     | -   | -   | 35  | 株              |      |
| 〃  | タマリョウマツ    | -       | -   | -   | 4.0 | m <sup>2</sup> |      |

凡例表(提供公園)

| 凡例・名称   | 規格・サイズなど                   | 数量               | 備考                 |
|---------|----------------------------|------------------|--------------------|
|         |                            |                  |                    |
| ベンチ     | W1800xD645xH728(SH388)     | 2基               | EX-12485C2/コトブキ    |
| 園名板     | RC製 H950xD200xH900         | 1基               | 園名板材質/黒御影石         |
| 注意サイン看板 | W700xD60xH1600             | 1基               | US-S5472Z/D/コトブキ   |
| 禁煙看板    | W450xH300                  | 1基               |                    |
| 給水      | 給水管 HVPΦ20 給水メーター20A 散水栓1基 |                  |                    |
| 排水      | 排水管 VUΦ100 小口径(Φ200) 集水軒1基 |                  |                    |
| U字側溝    | U字側溝 W180(化粧蓋)             | 6.0m             |                    |
| 排水幹     | 排水幹1基                      | 1基               |                    |
| 境界見切    | SUS FB 6x100 HL            | 7.3m             |                    |
| サスエツジ   | インターロッキング-横裁取り合い           | 30.7m            | SUS304 H=17mm 化粧線北 |
| フェンス    | メッシュフェンス H1800 RC立上り H200  | 14m              | ユニフェンス同等品          |
|         | インターロッキング-縦裁=80            | 70m <sup>2</sup> |                    |



## 上下水道局公告

堺市上下水道局公告第58号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年上下水道局管理規程第12号）第2条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年4月22日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

学園町ほか配水管布設工事 1式

2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地

上下水道局サービス推進部事業サポート課

堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2

3 落札者を決定した日

令和4年2月16日

4 落札者の氏名及び住所

村本建設・旭工建・五大コーポレーション建設工事共同企業体

代表構成員 村本建設株式会社 大阪支店 執行役員支店長 先山 正登

大阪府大阪市天王寺区上汐4丁目5番26号

他の構成員 株式会社旭工建 代表取締役社長 重里 一文

大阪府大阪市中央区南本町3丁目6-6

他の構成員 株式会社五大コーポレーション 代表取締役 金戸 修藏

大阪府堺市堺区甲斐町東4丁2番20号

5 落札金額

¥3,168,000,000- (取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和3年11月1日

~~~~~

堺市上下水道局公告第59号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年上下水道局管理規程第12号）第2条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年4月22日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

松屋大和川通ほか下水管布設工事（3-1） 1式

2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地

上下水道局サービス推進部事業サポート課

堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2

3 落札者を決定した日

令和4年3月24日

4 落札者の氏名及び住所

鴻池・中林・五大建設工事共同企業体

代表構成員 株式会社鴻池組 大阪本店 取締役専務執行役員本店長 梅本 真

大阪府大阪市中央区北久宝寺町3丁目6番1号

他の構成員 中林建設株式会社 代表取締役社長 中林 浩之  
大阪府大阪市浪速区大国2丁目1番19号

他の構成員 株式会社五大コーポレーション 代表取締役 金戸 修藏  
大阪府堺市堺区甲斐町東4丁目2番20号

5 落札金額

¥2,216,500,000- (取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和3年12月1日

堺市上下水道局公告第60号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年上下水道局管理規程第12号）第2条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年4月22日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

1 落札に係る調達物品等の名称及び予定数量

量水器（新品）口径25mm以下年間単価契約

乾式デジタル水道メーター

口径13mm D 2,500個

口径13mm J D 1,000個

口径20mm D 10,000個

口径20mm J D 25,000個

口径25mm D 920個

口径25mm J D 1,240個

- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
上下水道局サービス推進部事業サポート課  
堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2
- 3 落札者を決定した日  
令和4年3月30日
- 4 落札者の氏名及び住所  
柏原計器工業株式会社  
代表取締役 三浦 直人  
大阪府柏原市本郷5丁目3-28
- 5 落札金額  
¥112,614,700- (取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和4年2月10日

~~~~~

堺市上下水道局公告第61号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年上下水道局管理規程第12号）第2条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年4月22日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び予定数量  
堺市型グラウンドマンホールΦ600（T-25）（年間単価契約） 800組
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
上下水道局サービス推進部事業サポート課  
堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2
- 3 落札者を決定した日  
令和4年3月31日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社イマムラ  
代表取締役 今村 尊  
堺市西区津久野町3丁17番18号
- 5 落札金額  
¥58,300-（1組当たりの税込単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和4年2月10日

## 教育委員会告示

### 堺市教育委員会告示第6号

博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第2項の規定に基づき、次のとおり博物館の変更登録をしたので、博物館の登録に関する規則（平成27年教育委員会規則第4号）第7条の規定により告示する。

令和4年4月22日

堺市教育委員会  
教育長 日 渡 円

| 区分  | 設置者の名称                   | 設置者の所在地            | 博物館の名称             | 博物館の所在地            | 変更登録年月日      |
|-----|--------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------|
| 変更前 | 公益財団法人<br>シマノ・サイクル開発センター | 堺市堺区大仙中<br>町18番2   | 自転車博物館サ<br>イクルセンター | 堺市堺区大仙中<br>町18番2   | 令和4年4月<br>1日 |
| 変更後 |                          | 堺市堺区南向陽<br>町2丁2番1号 | シマノ自転車博<br>物館      | 堺市堺区南向陽<br>町2丁2番1号 |              |